

## 第2章 社会保障と関連する理念や哲学

前章では、社会保障を産業資本主義の形成及び発展と関連づけて説明した。本章では視点を変えて、社会保障と関連する理念や哲学を概説する。理念や哲学によって、社会保障や国家の役割についての考え方も大きく異なることも、併せて把握する。

(以下に挙げる理念や哲学が全てではないが、代表的と考えられるものを取り上げる。)

### 第1節 自立と連帯 ～「自立した個人」を、連帯して支える～

**(近現代の社会の人間像は「自立した個人」だが、人間はひとりでは生きていけない)**

まず、社会保障がどのような理念・哲学によって実際に根拠づけられてきたかを説明する。近現代の社会は、人々の自由や個人の尊重に対する願望を叶え、「自立した個人」を目指してきた。自分にとって何が大事かは自分が決め、自分の生活は自助努力で成り立たせていくことを基本とした。一方、この過程で、人間は自らの力だけでは生きていけないことも経験する。このような中、人々はどうやって問題を乗り越えてきたのだろうか。以下では、フランスで生まれた「連帯」という理念・哲学を説明する。

**(19世紀には、貧困等の格差問題が深刻になる中で、自由主義と社会主義が激しく対立した)**

個人が社会の中で生存している以上、人間は家族、職場、地域社会等、様々な形で、他者と接触する中でしか生活し得ないというところに「連帯」が発生する根源がある。その意味で、連帯は古今東西を問わず、人類社会に常に存在している。

英国同様にフランスにおいても、19世紀に入ると多くの社会問題<sup>\*1</sup>が発生した。富める少数の資本家とは対照的な多数の労働者の貧困、労使対立の激化、蔓延する病気、頻発する労働災害、悲惨な住宅事情、教育を受けられない子どもたちの存在——こうした深刻な事態を打開すべく多様な社会主義的思想が誕生し、一定の影響を持つようになってはいたが、なお自由主義思想の方が優勢であった。

悲惨な社会状況を見ても、自由放任の経済学を信奉する経済学者たちは、私有財産の不可侵を主張し、国家の役割はもっぱら個人の自由と財産を他者による侵害から守ることにあり、苦しんでいる人々に手を差し延べるのは、あくまで私的な慈善(チャリティー)によるべきだとした。

他方、社会主義者たちは、国家が生存権を保障することは義務であり、私的所有は資本家の不正や搾取によって得られた特権に過ぎず、国家の介入によって労働者が労働の果実を正当に受け取れるようにしなければならないと考えた。

**(「連帯」は事実であり、義務でもある)**

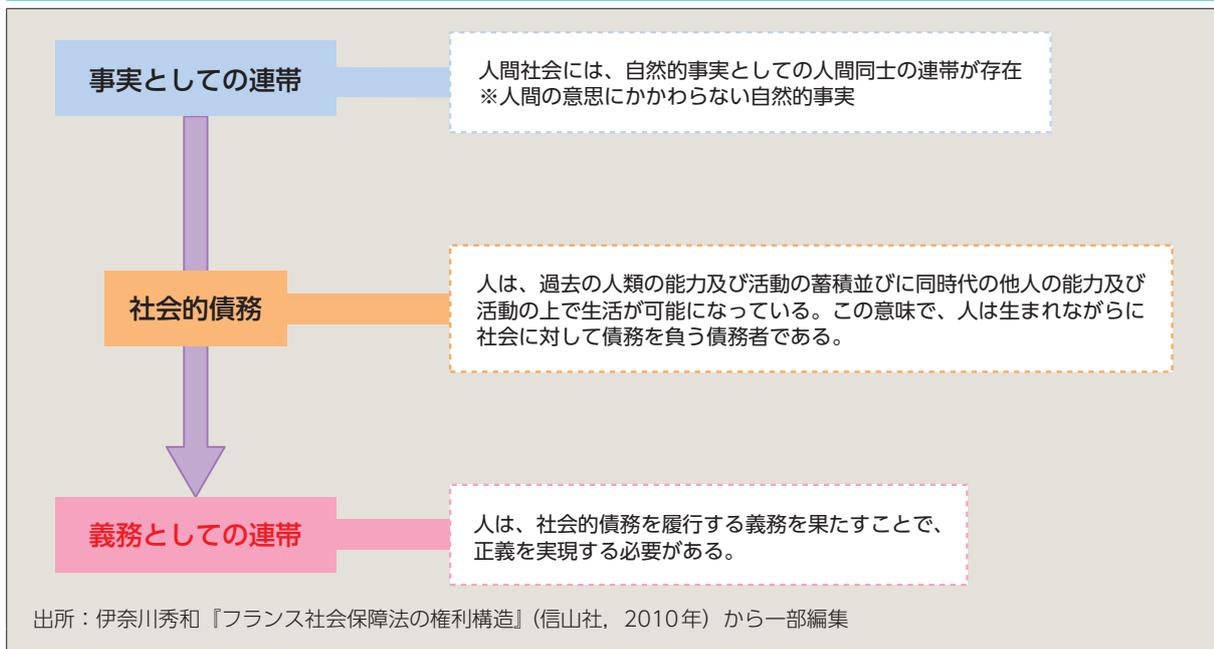
調停不可能なほど両者の考え方の対立が高まり、現実の社会問題も改善されない厳しい状況の中、当時活躍した法律家・政治家で、後に国際連盟の初代理事会議長となりノーベ

\*1 フランスにおいて「社会問題(question sociale)」という言葉が使われはじめたのは、1830年代初頭と指摘されている。(参考文献：田中拓道『貧困と共和国——社会的連帯の誕生——』(人文書院、2006年) pp.78-83)

ル平和賞を受賞したレオン・ブルジョワ<sup>\*2</sup> (Léon Victor Auguste Bourgeois, 1851-1925) が主唱したのが「連帯」の考え方の再構成であった<sup>\*3</sup>。ブルジョワは、その著書『連帯』(1896年)において、(当時の)生物学、生理学的医学の成果が示すのは、有機体(例えば、人体)の中の諸組織・諸器官相互の関係で行われているのは、適者生存の競争ではなく、「連帯」であることを説明する。そして、生に向けてあらゆる要素が協調し、相互に依存し、結合しているという「自然的事実としての連帯」が生命にとって必要不可欠な法則である(そうしなければ死滅する)ことを繰り返し確認する。その上で、社会に生きる人間に固有の目的である正義を実現するためには、自然の連帯法則に任せたままではないと主張した。つまり、人間社会が発展させてきた自然的連帯は、分業の著しい進展と産業化という成果を生み出したが、それに伴う社会問題をも発生させたため、修正を加えることで正義を実現しなければならないと考えた。

- ブルジョワが科学的・道徳的双方の観点から再構成して提示した「連帯」の体系は、
- ①まず、人間社会には、人の意思にかかわらず自然的事実としての連帯(「事実としての連帯」)が存在していることが出発点であるが、
  - ②人間社会には別途、義務的な性格を有する「義務としての連帯」が存在するというものである。

図表 2-1-1 レオン・ブルジョワの「連帯」の体系



②の「義務としての連帯」が意味するものは何か。法律家であったブルジョワは、フランス民法の「準契約」の概念を援用した。例えば、隣接する土地の所有者には、あらかじめ契約や取り決めがなかったとしても、隣り合った財産を所有しているという事実だけから、共同で管理すべき事柄や一方の他方に対する義務が生じる。ブルジョワはこの関係を

\*2 ブルジョワは、国際連盟の創設に多大な貢献をしたことから、国際連盟の spiritual father (精神的父) と呼ばれている(参考：ノーベル賞公式ウェブサイト [http://www.nobelprize.org/nobel\\_prizes/peace/laureates/1920/bourgeois-bio.html](http://www.nobelprize.org/nobel_prizes/peace/laureates/1920/bourgeois-bio.html))。

\*3 19世紀のフランスでは、革命によりキリスト教的な価値観が否定された空洞状態の中で、産業革命にみられるように伝統的な社会経済組織が崩壊し、社会問題が発生する中、新たな社会秩序を求めて連帯思想家が多く登場した。そのため、「連帯」という言葉自体はブルジョワの専売特許というわけではない。ブルジョワの連帯思想は、それまで民法上の概念であった準契約を政治哲学上の概念に援用したという、内容の点で斬新であった。(出所：伊奈川秀和『フランス社会保障法の権利構造』pp.77-78)

社会のあり方に援用する。すなわち、現に自分たち誰もが社会の中に生まれてきて生きている事実がある。そしてその事実は、過去及び同時代に生きる人類の能力と活動の蓄積によって実現されているため、共同体のメンバーである全ての個人に、自分以外のメンバー（社会に生きる万人）に対する「何らかの」義務（「社会的債務」）が生じる。各メンバーは、社会を存立させていくために、メンバー間の不公平を是正したり、生活のリスクへの負担を分け合うことについて、自由な議論と合意を通じて、義務としてのルールを設定し（「義務としての連帯」）、それを果たすことで正義を実現することが必要であると説いた。

### （連帯思想は、社会保障の萌芽である福利厚生や共済などの仕組みの発展を促進する媒介になった）

ブルジョワが、自由主義と社会主義が対立する中で提唱した連帯思想は、当初、自由放任主義者からも社会主義者からも中途半端と批判されながらも、当時の社会問題を解決する実践的・現実的な理念・哲学として、国民の支持を得て、フランスのみならず、国境を越えて広まっていった。当時、社会保障の概念はまだ確立していなかったが、連帯思想は個々人の抱えるリスクへの社会的対応を促進する役割を担った。すなわち、社会保障の萌芽ともいえるべき福利厚生や共済などの共助の仕組みが発展するに当たっての媒介として機能した。フランスでは、連帯思想が社会保険制度の段階的な充実過程につながり、強制加入を最大の特徴とする1930年の「社会保険法」の成立に結実した。<sup>\*4</sup>

### （「連帯」の考え方は、多くの国の社会保障に影響を及ぼしている——日本にも大きな影響）

「連帯」の考え方は、日本の社会保障制度にも大きな影響を与えた。第二次世界大戦前をみれば、貧困な者に慈恵的な給付を行う恤救規則（1874（明治7）年制定）に代わって1929（昭和4）年に制定された救護法は、国家の責任による公的扶助義務を規定しており、同法立案者の著作や発言には「連帯」の考え方への言及がみられる。第二次世界大戦後には、法律の条文（理念規定）の中に「連帯」の文言がみられるようになる<sup>\*5</sup>。さらに、近年では政府の審議会等の文書においても社会保障の基礎に「連帯」を置く記述が見られるようになってきている<sup>\*6</sup>。また、スウェーデン等では、連帯とほぼ同様の意味で「共生」という言葉が使われることも多く、「連帯」の考え方は、多くの国に広がっている。

### （現在の社会保障改革は、自助・共助・公助の好循環を生み出すことを目指している）

日本の社会保障制度は、自助・共助・公助のバランスを考慮して構築することとされている。現在進められている「社会保障と税の一体改革」では、今の日本では、核家族化など家族のあり方が変容していること、地域の関わり合いが希薄になっていること、非正規雇用

\*4 フランスでは、ドイツ的な強制加入制度への心情的反発、強制を嫌う個人主義的な伝統や風土が存在してきたことに鑑みれば、連帯思想が1930年の社会保険法の成立に至るまでに果たした役割は極めて大きいといえよう。

\*5 国民年金法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法において「国民の共同連帯」、障害者基本法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者の雇用の促進等に関する法律において「社会連帯」という文言が使われている。

\*6 その例として、1995（平成7）年の社会保障制度審議会「社会保障体制の再構築に関する勧告」では、「我が国では、農村などにおける伝統的な家族制度と、その崩壊過程で戦前から形成されてきたより近代的な家族制度とが、重なり合いつつ解体に向かい、個人化の展開が急激であったこともあって、家族による支え合いが低下し、社会的にはしばしば他者との連関が生活中から取り残されようとしている。個人化が進展すればするだけ、他方で社会的連関が問われ連帯関係が同時に形成されないと、社会は解体する。社会保障は、個々人を基底とすると同時に、個々人の社会連帯によって成立するものであり、今後その役割はますます重要になるといわねばならない」とされている。また、2011（平成23）年7月に閣議報告された「社会保障・税一体改革成案」では、社会保障制度全般の改革を行うに当たっての留意点の一つとして、「自助・共助・公助の最適バランスに留意し、個人の尊厳の保持、自立・自助を国民相互の共助・連帯の仕組みを通じて支援していくことを基本に、格差・貧困の拡大や社会的排除を回避し、国民一人一人がその能力を最大限発揮し、積極的に社会に参加して「居場所と出番」を持ち、社会経済を支えていくことのできる制度を構築する」ことを挙げている。（傍点は本白書作成に当たって付したものの。）

の労働者が増えていることなど、「自助」を実現するための環境が損なわれているという認識の下、「自助」の実現を「共助」や「公助」がサポートすることで、自助・共助・公助の好循環を生み出すことが重要であると考えている。

社会全体で連帯して、お互いの自立を支え合って生きていくことが、生き生きとした活力のある社会をつくることにつながる。

## 第2節 効率と公正 ～効率と公正の同時実現を追求する時代に～

続いて、近代以降の産業資本主義社会においてたびたびせめぎあってきた、市場が担う「効率」と国家（政府）の介入により実現される「公正」の議論を、主に英国の歴史を題材にしながら説明する。

**（初期の産業資本主義社会では、市場主義の発達に伴い効率が重視されるようになり、国家の役割は「夜警国家」、「安価な政府」としての役割に限定されていた）**

18世紀の英国の道徳哲学者・経済学者であるアダム・スミス（Adam Smith, 1723-90）は、自然法的秩序<sup>\*7</sup>の哲学を経済的世界に適用し、自由な経済取引が行われる場合、市場メカニズム（“invisible hand”（見えざる手）<sup>\*8</sup>）が働くことで資源の効率的な配分が行われ、それが結果的に公共の福祉（公正）を増進すると考え、政府による統制（規制）や介入はできるだけ差し控えるべきであると唱えた。この考えによれば、政府の役割は、①国防、②正義（特に所有権の維持）③特定の公共事業・公共機関（初等教育制度等）に限定される（実際、この時期の国家（政府）は「夜警国家」、「安価な政府」といえるものであった。）。こうした考えは、ジェレミー・ベンサム（Jeremy Bentham, 1748-1832）らによる功利主義<sup>\*9</sup>にも受け継がれ、19世紀には、市場における効率を追求する自由主義は最高潮の時期を迎えた。

**（産業資本主義の発展とともに、効率の追求のみでは解決できない問題が発生し、政府による公正の実現の必要性が議論されるようになった）**

しかし同時に、産業資本主義の発展とともに、当初のスミスの思想は通俗化され<sup>\*10</sup>、実業家たちの急進的な「自由放任」思想に転化していった。彼らは経済発展と労働人口の都市集中に伴って生じた社会問題に適切に対処することができず、工場立法や公衆衛生、さらには教育に関する立法にさえ反対した<sup>\*11</sup>。こうした行き詰まりの状況を打開するため、労働者階級の要求を実現する新たな社会秩序を実現しようとするフェビアン社会主義<sup>\*12</sup>

\*7 個々人の利益の自由な追求が「公共の利益」と一致し、そこにおのずから社会全体の調和が成立するという考え方。

\*8 非常に有名な言葉であるが、『国富論』では第4編第2章に一度登場するのみである。

\*9 快楽と苦痛という計量可能で客観的な原理によって、科学的に社会を改革する考え方で「最大多数の最大幸福」「功利性の原理」「最大幸福原理」を基本原理とする。ベンサムの弟子のうち代表的な人物として、ジョン・スチュアート・ミルが挙げられる。

\*10 第4章で言及するエスピノザの言葉を借りれば、「アダム・スミスはしばしば引かれるが実際に読まれることは稀である。彼の著作を詳しく検討すると、資本主義の恩恵を手放しで賞賛しようとするのを抑えようとする一定のニュアンス、一連の留保が読みとれる」（『福祉資本主義の三つの世界』p.37）。スミスの思想について分かりやすく論じたものとしては、堂目卓生『アダム・スミス 『道徳感情論』と『国富論』の世界』（中公新書、2008年）が挙げられる。

\*11 大野忠男『自由・公正・市場 経済思想史論考』（創文社、1994年）p.82

\*12 フェビアン社会主義の代表的論者であるウェブ夫妻は、経済的自由主義を「ナショナル・ミニマム」（最低賃金、最長労働時間、衛生安全、義務教育）に代表される社会制度で補完することが、英国国民経済の発展をもたらすと主張した。「ナショナル・ミニマム」は、単なる再分配政策ではなく、快適な労働条件によって労働者の健康、知力、活力を増大させ、また、劣悪な条件でしか労働者を雇用できない非効率な企業を追放することで、経済を成長させようとする生産力理論でもあった。この考え方は、形を変えながらベヴァリッジの社会保障論にも継承されていった（出所：小峯 敦 編『福祉の経済思想家たち』[増補改訂版]（ナカニシヤ出版、2010年）p.165）

も有力になる中で、19世紀末から20世紀初頭にかけて、老齢年金、失業対策、学校児童の扶養、国民保険など、政府による公正の実現の必要性が議論されるようになった。

### (政府が公正を実現する役割を担う部分は大きくなり、「福祉国家」になっていく)

このような中、1929年に発生した世界恐慌は、資本主義的自由経済にさらなる揺さぶりをかけた。この恐慌への対応の中で、前章で述べたとおりケインズ経済学が登場し、第二次世界大戦中にベヴァリッジの社会保障論が生まれ、戦後には、両者を統合したかたちで、福祉国家が発展していった。このような流れで、政府が国民経済に介入する程度は大きくなっていった(混合経済、修正資本主義、(ケインズ主義的)福祉国家)。これは、公正の実現のために国家が担う役割が大きくなっていったということである。

### (産業資本主義社会では、「効率か、公正か」は往々にしてせめぎあってきた)

福祉国家は第二次世界大戦後の先進諸国において実際に発展したが、同時にこの時期は、国家(政府)が公正の実現を担うことを疑問視する議論が支持を集めた時期でもあるといえ、オーストリアの経済学者・哲学者であるフリードリヒ・フォン・ハイエク(Friedrich August von Hayek, 1899-1992)やアメリカの経済学者であるミルトン・フリードマン(Milton Friedman, 1912-2006)は、社会保障・福祉国家は、個人の自由を侵害する、非効率な仕組みであると批判した(本節コラム参照)。

このように、産業資本主義社会において、市場メカニズムを通じた「効率」を重視するか、政府の介入による「公正」の実現を重視するかは往々にしてせめぎあってきた。これらのどちらを重視するかは、その時々社会経済情勢などに影響されて変遷するものだが、スミス→ケインズ、ベヴァリッジ→ハイエク、フリードマンの議論を追うことで理解できる。それでは今後、日本の社会や社会保障のあり方について、私たちはどのように考えていけばよいだろうか。

### (社会保障には、公正だけでなく、効率にも資する側面がある)

例えば、社会保障には、所得再分配による公正の実現という側面と同時に、社会を安定化して経済成長の基盤を形成するとともに、新たな需要及びその供給に必要な雇用を創出することにより、経済成長に寄与している。このことは、社会保障関連の財・サービスも効率的に供給され得るということを示している。また、国民皆保険等の社会保険の強制加入の仕組みは、全ての国民に医療サービスへのアクセスを保障することにより、公正を実現するとともに、市場の失敗である「逆選択」<sup>\*13</sup>といった問題を解決することを通じて、効率に資する側面もある。

### (効率と公正の二者択一的議論から脱し、人々が真に幸せになるためには本質的に何が必要かを、具体的かつ全体的に整合性のとれた形で考えていく必要がある)

「国家か、市場か」、「効率か、公正か」という議論は、歴史的には一巡しているともい

\*13 取引前の情報の非対称性がある場合に発生する現象で、保険の場合、健康リスクが高い人ほど進んで保険に加入したがる傾向のことをいう。保険会社は加入希望者の健康リスクを事前には把握できないため、リスクが高い(と見込む)人の保険料を高額に設定する。こうして形成された保険集団の中においても、相対的にリスクが高い加入者への保険金の支払いを保険料を抑えながら行うためには、比較的低リスクの低い加入者の保険料によって賄うしかない。比較的低リスクの低い加入者はこうした状況に不満を抱いてその保険から脱退し、より自らにふさわしいと考える他の保険会社の提示する保険に加入する。こうして保険集団にはリスクの高い人だけが残り、保険として機能しなくなる。こうした「逆選択」を防ぐため、民間保険会社では、健康診断の結果が良好であったり、たばこを吸わない人の保険料を安くする優遇措置を設け、その一方で、保険加入には医師の診断や職業についての保険会社への告知義務を課し、リスクが高すぎる人に対しては保険への加入を拒否したり、割増保険料を設定すること等により、保険が成り立つようになっている。

える。その結果、明らかになったのは、「国家も、市場も」、「効率も、公正も」——つまり、効率と公正を同時に実現すべきということではないだろうか。市場は資源配分の面で優れた機能を持つが、失敗することがあり、国家の関与を必要とする。しかし一方で、その関与が不適切なものであれば、社会的損失が生じてしまう。また、効率と公正のどちらか片方だけを追求し、片方を犠牲にするやり方では社会はうまく回っていかず、何より社会のメンバーである人間一人ひとりを必ずしも幸せにしていない。

諸外国の好事例も参考にしながら、二者択一的議論から脱し、日本で現実に起きている社会の諸問題に適切に対応するために、そして人々が真に幸せになるためには本質的に何が必要か、どのように社会保障制度を改革していくべきかを、市場の役割、国家の役割等を踏まえ、具体的かつ全体として整合性のとれた形で考えていくことが必要である。

## コラム

### 20世紀における社会保障・福祉国家への批判

オーストリアの経済学者・哲学者であるフリードリヒ・フォン・ハイエク (Friedrich August von Hayek, 1899-1992) は、市場の自動調整機能を損なうような、強制的な手段による弱者保護や累進課税を否定した<sup>14</sup>。

ハイエクによれば、福祉や再分配の領域における国家の政策では、分配の基準について、国家が判断することとなるが、こうした基準の設定を限定的な知しか持ち得ない国家が行うことは、恣意的な分配にしかなり得ない。むしろ、国家が介入せず、この種の判断を個人にゆだねるならば、自由に交わる個人はそれぞれの持つ情報や知恵を結晶化させて「自発的秩序」を生み出す。それを代表する自由市場は、いかなる中央の計画者にも入手できない種類の知を提供する価格というシグナルを備え、個人を全体的な善に導く経済活動に向かわせると主張する。

すなわち、国家が計画を策定し、特定の目的を達成するため資源を再分配することは、個人の自由を侵害するだけでなく、それ自身に任せておけば全ての人に利益を与えるはずの市場プロセスを非効率なものにして、長期

的には社会の発展を阻害することになるとする。

また、アメリカの経済学者であるミルトン・フリードマン (Milton Friedman, 1912-2006) は、①裁量的な福祉政策は現に望ましい結果をもたらしてはならず、②家族の絆や社会のダイナミズムを失わせ、人々の自由を阻害しているとして、福祉国家・大きな政府に反対した。

フリードマンは、政府のなすべき役割は、①市場を通じた経済活動の組織化の前提条件 (ゲームのルール) を整備すること、②市場を通じて達成できるかもしれないが多大な費用がかかることを行うことに限定されるべきで、「負の所得税」制度という単一の包括的なプログラムを導入し、アメリカの社会保障制度は解体すべきであると主張した<sup>15</sup> (『資本主義と自由』, 1962年)。この背景にあるのは、効率を重視する市場メカニズムへの大きな信頼であり、自由な経済秩序は市場メカニズムの貫徹によって、個人の自由と福祉を最もよく増進できるという哲学であった。

<sup>14</sup> ただし、社会保険の諸制度の原理は否定していない。自分で応急の備えが可能であっても、それを怠る傾向が生じるのは自然であり、それを放置して公的扶助の対象者がむやみに増加するのでは、公的扶助制度は維持できない。その防止のために強制加入の保険制度が導入されることは「自明の論理的帰結」であるとしている。

<sup>15</sup> 「負の所得税」は、所得が一定の額 (課税最低限) に満たない者に対して、その一定の額と所得との差額の一定割合を政府から受け取るという制度。ただし、フリードマンはアメリカのニクソン政権の経済顧問であったが、1969年に政権が「負の所得税」制度を連邦議会に提案した際、この制度が当時の社会保障制度に置き換わるものではなく、追加されるものであることを理由に反対する旨証言していることには留意が必要である。

#### (参考文献)

嶋津 格『ハイエクと社会福祉』(塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子 編『福祉の公共哲学』(東京大学出版会, 2004年) 所収)  
小峯 敦 編『福祉の経済思想家たち』【増補改訂版】(ナカニシヤ出版, 2010年)

**補論** 公正とは何か ～自由と平等の観点から考える～

第2節では、効率と公正について議論してきたが、ここで議論される公正とは何だろうか。公正とは片寄っていないことを意味し、富の分配状況の正当性の評価にかかわるものであるが、何を「公正」とするのかについては様々な考え方がある。

「はじめに」で触れたマイケル・サンデル教授の『これからの「正義」の話しよう』では様々な正義についての考え方が紹介されているが、この本でも取り上げられているジョン・ロールズは、分配を通じた諸個人間の公平性を「正義」の問題として取り上げ、その後「正義論」が、法・政治・社会哲学の分野で大いに議論されることとなった。

ロールズの哲学は、しばしば対立する「自由」と「平等」の関係<sup>\*16</sup>を調停しながら公正な分配についての理論を主張するものであり、人々の所得や富の格差の是正を正当化する考え方として理解されている（Case 1 参照）。

一方で、こうしたロールズの平等主義的・介入主義的な考え方は、自由を価値として重んじるロバート・ノージックに代表されるリバタリアニズムの論者から批判された（Case 2 参照）。

社会保障を考えるに当たっては、制度の沿革を知るとともに、その制度の背景となる理念や哲学、あるいはそれぞれ対立する考え方を学ぶことが有益である。

本章で取り上げた考え方の他にも、様々な考え方があるが、公正とは何か、自由と平等の調整をどう図るか、国家の役割をどう考えるかについても、社会保障制度と併せて理解を深めていくことが重要である。

\* 16 ロールズが『正義論』の構想を練り上げていたアメリカの1950年代から60年代にかけては、それまで誰もが信じてきた「自由」や「平等」といった基本的諸価値がその根底から揺らぎはじめた時代であった。冷戦下の当時、マッカーシズムの台頭で人々から言論の自由が奪われ、その後はベトナム戦争への反対論が高まり、また、アフリカ系アメリカ人による「公民権運動」は、合衆国憲法が保障する「平等」な取扱いが全く踏みにじられている現実を明るみに出した。一方、差別撤廃運動の成果であるアフターマティプ・アクション（積極的差別是正措置）が、逆差別ではないかと指摘されるなど、自由や平等といったアメリカ社会の根本的理念が、かつての確実な基盤を失い、激しい論争にさらされはじめた時期であった。（参考文献：中山竜一『二十世紀の法思想』（岩波書店、2000年））

## Case 1

## ロールズの「無知のヴェール」と「格差是正原理」

(ロールズは、全ての人々が人間らしく生きていくための社会の原理を考えた)

リベラリズムの立場に立つアメリカの哲学者であるジョン・ロールズ (John Bordley Rawls, 1921-2002) は、『正義論』(1971年)などの著作において、この世にある人間の必要とする資源は有限であること、また、人は何をもって善い生き方とするか、何を人生の目的とするかについて、極めて多様な考えを抱いているということを前提とし、こうした中で、「自由で平等とみなされる市民の間で社会的協働を行う公正なシステム」、全ての人々が人間らしく生きていくための社会の原理はどうあるべきかを考えた。

(人々は「無知のヴェール」に覆われた状態では、誰もが最も恵まれない立場に置かれる可能性を想定し、それをできる限り良いものになるような社会の原理を選択する)

ロールズは、あるべき社会の原理を見出すための思考実験として、人々が、自分の社会的地位、天賦の資質、人生についてどんな目標を持っているのかが分かっていないという状況(「無知のヴェール」)を仮定する。人は、自分に関する情報を知っていれば、自分に有利になるように社会の原理を選択してしまうが、これでは、公正な原理を見出せない。そこで、誰も自分に関する情報がわからないとの仮定を置いて社会の原理を選択するという状況を考えるのである。そしてその場合には、人々は、「誰もが社会の最も恵まれない立場に置かれる可能性を想定し、それをできる限り良いものにする」ような社会の原理を選択するはずであるとした。

(ロールズが、人々に選択されると考えた原理とは)

具体的には、「無知のヴェール」に覆われた人々は次のような原理にコミットするとされる<sup>17</sup>。

- (1) すべての人に基本的な自由と権利が、平等に分配されること(平等な基本的諸自由の保障)
- (2) 職務と地位に関するアクセスがすべての人に公平に開かれていること(公正な機会の均等の保障)
- (3) 所得や富の「格差」の存在は、社会の最も恵まれない人の状況の改善に最大限資するものであること(格差是正原理)

(格差是正原理は、一定の格差の存在を容認しつつも、格差の存在が最も恵まれない人の状況の改善に最大限資する場合にだけ正当化されるとする)

(3)の「格差是正原理」が意図するものは何か。仮に、所得や富について完全な平等を要求すると、より多くの所得を求めようとするインセンティブが損なわれ、経済活動が停滞する蓋然性が高い。また、仕事の内容によりリスクが異なっているのに報酬が全て同じでは、適切な社会分業もできないこととなる。したがって、所得や富の一定の格差を容認した方が、完全な平等を要求するよりも生産性の

<sup>17</sup> (1)は(2)に優先し、(2)は(3)に優先する関係にある((1) > (2) > (3)の関係。)。劣後する原理を適用する場合、優先する方の原理は既に完全に充足されていることが前提とされる。

向上や雇用の確保をもたらし、恵まれない人々の所得や富はむしろ向上する。そこで、ロールズは、一定の所得や富の格差を容認するが、その格差の存在は、あくまで、それが「社会の最も恵まれない人の状況の改善に最大限資する場合」にだけ、正当化されるとするのである。

**(ロールズは、格差の少ない社会こそが「自由で平等とみなされる市民の間で社会的協働を行う公正なシステム」であると考えた)**

ロールズは、個人が自分の選択した人生を自由に生きるという幸福追求を重視したが、全ての個人がそうするためには、基本的な自由や権利の平等な保障だけではなく、所得や富の公平な分配を要求すべきであるということも重視している。格差の存在を認めつつも、社会の中で恵まれた状況にある人々の利益の増加は、恵まれない状況にある人々の犠牲の下に得られるものであってはならず、格差の少ない社会こそが、「自由で平等とみなされる市民の間で社会的協働を行う公正なシステム」であるとした。

**(Further Reading ロールズが後世に与えた影響)**

社会的選択理論を専門とするインド出身の経済学者であるアマルティア・セン (Amartya Sen, 1933-。経済の分配・公正と貧困・飢餓の研究で1998年にアジア出身者として初めてノーベル経済学賞を受賞した。) は、ロック、ルソー、カントにみられるような社会契約の理論の伝統を再興し、発展させたロールズの「公正としての正義」の理論を踏まえ、現実が不完全であるときに理論は完全にはなり得ないとし、社会の不正義を取り除くという「ケイパビリティ・アプローチ」(潜在能力アプローチ) を提唱し、人々の被っている不利性をより客観的に、しかし可能な限り個別的・総体的に捉えた上で、適切な資源再分配政策を構想する。センは、彼の長年の研究の集大成といわれる『正義のアイデア』(原著2009年[邦訳2011年])において、「正義についての哲学的関心を復活させた点で我々すべてがいかにロールズに負っているかについて言及しないわけにはいかない」、「ロールズの先駆的な貢献から得られた多くの知恵は、政治哲学の内容を豊かにし続けるだろう。ある理論に対して深く感謝の意を表しながら、同時に真剣に批判することは可能である。そして、「公正としての正義」という理論の二元的な評価に至ったとしてもロールズ自身の親交を得たこと以上に私を幸せにするものはない」として、同書はロールズに捧げるものであると述べている。

**(参考文献)**

- ジョン・ロールズ『正義論 改訂版』(川本隆史・福間 聡、神島裕子 訳 紀伊國屋書店、2010年 [原著第二版1999年、原著初版1971年])  
ジョン・ロールズ 著/エリン・ケリー 編『公正としての正義 再説』(田中成明・亀本 洋・平井亮輔 訳 岩波書店、2004年)  
アマルティア・セン『正義のアイデア』(池本幸生 訳 明石書店、2011年 [原著2009年])  
川本隆史『ロールズ—正義の原理』(講談社、2005年)

## Case 2

## リバタリアニズムの考え方とは？

アメリカの哲学者であるロバート・ノージック (Robert Nozick, 1938-2002) は、その著書『アナーキー・国家・ユートピア』(1974年) などにおいて、古典的な夜警国家 (ノージックはこれを「最小国家」と呼ぶ。) こそが正義にかなうとの立場から、ロールズの議論の平等主義的・介入主義的な側面は、個人の自由を不当に侵害するもので、本当の平等も実現できないとして痛烈に批判した。

ノージックのいう正義とは、人々が自分のものをどう処分するかを自ら自由に決定できるよう、自己の身体<sup>①</sup>の自由、自己の労働の産物やその代価としての財産を保有する権利を尊重することであるという考えに基づき、「<sup>けんげん りろん</sup>権原理論」を唱えた。

権原理論とは、ある人が自らの保有する資源に対して正当な権原 (entitlement) を有する場合とは、①ある人が誰にも保有されていないものを占有する場合 (獲得)、②ある人から他の人に保有物が同意の上で譲渡される等の場合 (移転)、③過去の取引の過程で何らかの不正な取引が行われたことが判明した場合にその被害を救済する場合 (矯正) の3つに限定されるというものである。

権原理論によれば、富裕者の保有資源の貧困層への移転は、富裕者が自発的に行うものでなくてはならず、国家が再分配 (社会保障など) を行うことは、個人の財産権の不当な侵害にほかならないと考える。そして、最小国家以上の機能を備えた国家は「拡張国家」であり、それは正義の観点から正当化されないことになる。

## (参考文献)

ロバート・ノージック『アナーキー・国家・ユートピア 国家の正当性とその限界』(嶋津 格 訳 木鐸社, 1992年)  
川崎 修・杉田 敦 編『現代政治理論』(有斐閣アルマ, 2006年)